

広島県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者等教育について、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する課程を認定したので、同法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月4日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
有限会社世羅自動車教習所	世羅郡世羅町大字本郷730番地の1	中島正敏	世羅自動車教習所	世羅郡世羅町大字本郷730番地の1	規則第1条第3号に規定する課程	高齢者講習同等	令和5年8月23日